

## 処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	売買参加者の承認の取消し	
根 拠 法 令 名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項)第26条
基 準 法 令 名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項)第24条第3項
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場	
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 売買参加者承認及び承認更新に関する取扱要領 】</p> <p>・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>売買参加者の承認の取消しは、大津市公設地方卸売市場条例第24条第3項第1号若しくは第4号から第6号までのいずれかにより該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときに該当することを基準とする。</p> <p>なお、「卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき」とは、次の事項に該当しなくなった場合をいう。</p> <p>(1) 市場の取引品目を消費者に継続して安定的に供給できる者であること。</p> <p>(2) 税（法人にあっては法人市町村民税、個人にあっては市町村民税）を滞納していないこと。</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第26条 市長は、売買参加者が第24条第3項第1号若しくは第4号から第6号までのいずれかにより該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の承認を取り消すものとする。</p> <p>[基準法令]</p> <p>(売買参加者の承認)</p> <p>第24条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。</p> <p>3 市長は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかにより該当する者であるときは、その承認をしてはならない。</p> <p>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p>		

- (2) 第 26 条又は第 70 条第 3 項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 1 年を経過しない者
- (3) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者
- (4) 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの役員若しくは使用人
- (5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (6) 法人である場合にあつては、その業務を執行する役員のうち第 1 号、第 2 号、第 4 号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。